

令和6年度 求職者支援訓練【第2四半期開講分】実施計画のお知らせ

このたび、求職者支援訓練に係る令和6年度第2四半期実施分（令和6年7月～9月の期間に開講する訓練コース）について、認定申請受付期間等が決定いたしましたので、お知らせします。

なお、茨城県における求職者支援訓練の認定申請は、茨城労働局訓練課が設置する「茨城県地域職業能力開発促進協議会」での協議・承認により制定される「令和6年度茨城県地域職業訓練実施計画」に基づき実施していることを申し添えます。

1 認定申請のスケジュール

	注意事項	7月開講コース	8月開講コース	9月開講コース
開講日 (訓練開始日)	原則、変更不可です。ただし、例えば、前期コースの修了日と当該期の開講日が重複する等、教室に空きができない等の理由で1～2日程度、後ろに遅らせたいか等の要望がある場合は、申請時に申し出ること。	令和6年7月22日(月)	令和6年8月20日(火)	令和6年9月17日(火)
認定定員数	1コースの定員は13名を上限とします。また、原則として1申請機関が認定を受けられることができるコースは認定単位期間に2コースまでとします。(但し、余剰定員がある場合を除きます。)	—		
認定申請に係る説明会	茨城支部(水戸事務所)で実施予定です。参加希望者は所定の用紙を用いて、メールでお申し込みください。	令和6年3月19日(火) 10時～12時(終了時刻予定)		
認定申請書受付期間	当支部の担当の者へ予約願います。期間中に申請書類等が整わない場合は、認定申請の手続きができません。	令和6年4月2日(火)～令和6年4月16日(火) 正午まで 【予約制】		
認定申請書の補正期間	認定申請書受付期間中に受理した認定申請書類の差し替え期限です。期間中に申請書類等が整わない場合は、認定申請の手続きができません。	令和6年4月24日(水)まで		
認定結果通知日	予定日です。機構本部から郵送されます。審査の状況により前後することがあります。	令和6年5月16日(木)		
事務担当者説明会	予定日です。認定を受けた訓練機関に当方よりご連絡いたします。(状況に応じ、認定申請説明会と同時開催又は書面開催の場合もあります。)	令和6年6月21日(金) 頃		
(ハローワーク) 受講生募集開始日	■コース案内等は、許可通知書が届いた後に各訓練実施機関で印刷の上、各ハローワークに持参又は送付願います。 ■募集期間中ハローワーク主催の訓練説明会他、実施機関が自ら企画する説明会(見学会、体験会等含む)を開催する等、積極的に募集・広報に努めてください。(実施日は、ハローワークに情報提供願います。)	令和6年5月23日(木)	令和6年6月20日(木)	令和6年7月18日(木)
(ハローワーク) 受講生募集締切日		令和6年7月1日(月)	令和6年7月30日(火)	令和6年8月27日(火)
訓練実施有無の決定日	選考日の前日までに訓練実施の有無を当支部へ連絡してください。中止する場合は、併せて応募者及び茨城労働局あて同日中に連絡してください。	令和6年7月4日(木)	令和6年8月2日(金)	令和6年8月30日(金)
選考日		令和6年7月5日(金)	令和6年8月5日(月)	令和6年9月2日(月)
応募者あて選考結果発送日	当該指定日の前日までに各ハローワークへ選考結果をお知らせください。(※ 早めの通知にご協力ください。)	令和6年7月11日(木)	令和6年8月9日(金)	令和6年9月6日(金)

※ 上記スケジュールは変更することがあります。変更した場合は、ホームページに掲載します。

※ ハローワーク指定来所日は「別紙」のとおりです。

※ 受付方法：①申請書持参、②郵送（簡易書留等、対面配達に限る）、③電子メール（**当機構茨城支部が指定したパスワード付き**）

※ 申請予定の方で当支部へ申請書を持参される場合は、日時のご連絡(予約)を**令和6年3月27日(水)**までにお願いたします。事前に予約をされた訓練実施機関を優先いたします。なお、予約なしで来所された場合はお待ちいただくことがありますのでご了承ください。

※ **認定申請締切日において認定申請関係書類が整わない場合、認定申請書を受理することができません**ので、**少なくとも受付期間の最初の1週目までに「最初の来所日」**を予約又は郵送されますようお願いいたします。

(注意) 新規参入の訓練実施機関におかれましては、申請前に必ず来所いただき、申請にあたっての留意事項等の説明等をさせていただきます。

2. 令和6年度 求職者支援訓練（第2四半期開講分）計法定員

(1) 別表1のとおり。

(2) 各月の実施規模及び余剰定員等の取り扱いの詳細については、【別表2】を参照すること。

- ※1 当該定員枠は、公告日現在の数値です。定員変更申請（増員）により変動する場合があります。
- ※2 定員枠について 新規枠を含めた定員が各分野定員を超えることはできないこと。
- ※3 募集定員枠を超える応募があった場合は、審査基準に基づき選定を行うこと（評価点に基づく選定になるため、不選定になるコースが生じる可能性があること。）。
- ※4 新規枠について 基礎コース（36名）は、基礎コース定員の内数とする。
実践コース（99名）は、実践コース全分野共有とし、かつ各分野定員の内数とする。
- ※5 余剰定員について 実践コース各分野において余剰定員が発生した場合、その他分野（営業・販売・事務分野含む）に振替を可能とする。
- ※6 基礎・実践コース共に実績枠に余剰定員が発生した場合、各新規（参入）枠への振替を可能とする。

3. 認定上限コース数及び定員

コース区分	認定上限コース数	定員
基礎コース	計2コース（※実践コースの場合、分野毎に1コースずつ等）	13名まで（※2）
実践コース		13名まで（※2）

- ※1 1実施機関につき、基礎・実践コース両方申請することができます。
 - 申請パターン1) 基礎コース：2コース 計2コース
 - 申請パターン2) 基礎コース：1コース、実践コース（営業・販売・事務）：1コース 計2コース
 - 申請パターン3) 実践コース（営業・販売・事務）：2コース 計2コース
 - 申請パターン4) 実践コース（営業・販売・事務）：1コース、（建築）：1コース 計2コース
- ※2 原則として、1申請機関が認定を受けることができるコースは、認定単位期間に2コースまでとします。（* ただし、余剰定員が生じている場合を除きます。）
- ※3 3コース以上申請される場合は、優先順位を付けてください。（詳しくは、【別表2】を参照すること。）
- ※4 応募状況により認定時の定員を変更（増員）することが可能です（令和3年9月30日時点で開講している訓練科から適用）。希望する場合は手順があるため、必ず申請時にお問い合わせください。
注）定員変更（増員）は、余剰定員が不足する場合は認められない場合がありますので、あらかじめ御了知願います。
- ※5 ①訓練実施実績の要件緩和、②介護分野等に係る基本奨励金の単価1万円上乗せ措置、③短期・短時間特例訓練、④オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件及び実技科目での実施については、令和6年3月31日までの時限措置となっており、当該期限を延長するためには、厚生労働省での労働政策審議会人材開発分科会への諮問・答申を経た上で、省令改正を行う手続等が必要となることから、それまでの間は、認定申請を受け付けることができません。
認定申請の受付については、決まり次第別途通知いたします。

4 その他

申請にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ上にあります申請書の提出に当たっての留意事項等を十分ご確認の上、作成をお願いします。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 求職者支援課 TEL：029-221-1192

求職者支援訓練 令和6年度 第2四半期計画定員規模

基礎・実践（分野）区分	定員（人）
	※内数として、就職氷河期対策実施分及び短時間・短期間特例訓練を含む。
基礎コース（新規枠）	123（36）
実践コース（新規枠）	330（99）
介護分野	68
医療事務分野	13
デジタル系	52
IT分野	39
デザイン（Web系）分野	13
営業・販売・事務分野	158
その他の分野	39
合計	453

注1）（ ）は新規枠（※就職実績のない訓練実施機関優先枠）

注2）デジタル系は、「IT分野」と「デザイン（Web系）分野」（デザイン分野の一部になります。）の両方で定員の調整（流用）をします。

（例）「デザイン（Web系）分野」で申請があり「IT分野」での申請がなかった場合は、「IT分野」の定員（39人）は余剰定員となり、同じデジタル系の「デザイン（Web系）分野」の定員枠として流用されます。

詳しくは、別表2の※6を参照願います。